

薬生食監発 0909 第 1 号
令和元年 9 月 9 日

各

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局）長 殿
	保健所設置市		

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に関する疑義について

標記については、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成 2 年 5 月 2 4 日付け衛乳第 35 号）により通知しているところですが、放血方法に関する疑義について下記のとおり照会があり、回答しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

(疑義)

次の放血方法は同要綱に遵守していると解してよいか。

牛の前肢及び後肢を同時に懸垂し放血する方法

(回答)

同要綱別添 1 第 2 の 2 (2) アに規定すると室の基準、別添 1 第 2 の 2 (2) ア (ウ) に規定する放血の基準及び別添 2 第 2 の 1 (6) に規定する放血の基準を遵守し、衛生的に放血が実施できるのであれば、貴見のとおり取り扱って差し支えない。